

新型コロナウイルス対策支援について(R2.5.27 現在)

現在の支援策について、特に相談が多く、皆様の関心のあることを下記にまとめました。

(1)持続化給付金(法人 200 万円、個人事業者 100 万円)

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。(詳しくは先月の会報に同封したチラシをご覧ください。)

①給付額

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

②申請・給付

◆電子申請の場合、申請後、2 週間程度で通帳へ振込予定(申請に不備がない場合)。

◆申請に必要な書類

ア 2019 年(法人は前事業年度)確定申告書類(※收受日付印の押印または、メール詳細等が必要です)

イ 売上減少となった月の売上台帳の写し、ウ 通帳写し、エ 身分証明書写し(個人事業者のみ)

③お問合せ先

持続化給付金事業 コールセンター 電話:0120-115-570 または IP 電話専用回線:03-6831-0613

持続化給付金ホームページ <https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

(2)南魚沼市事業継続給付金

売上が激減している市内事業者の事業継続を支援するため、令和2年2月から令和2年4月のうちひと月の総売上が、前年同月と比較して売上が 20%以上 50%未満減少している事業者で、国の持続化給付金の対象とならない事業者へ給付金を支給。給付上限 30 万円(申請期間 令和2年7月 31 日まで)

※令和2年5月号の塩沢商工会報では、対象期間が令和2年2月～令和2年6月でご案内しておりましたが変更となり、上記のとおり令和2年2月～令和2年4月が対象期間となります。

(3)日本政策金融公庫による融資及び利子補給

①新型コロナウイルス感染症特別貸付

一律金利とし、融資後の 3 年間まで 0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

ア 融資対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の A または B のいずれかに該当する方

A 最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方

B 業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む。)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近 1 ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少している方

a 過去 3 ヶ月(最近 1 ヶ月を含む。)の平均売上高

b 令和元年 12 月の売上高

c 令和元年 10 月～12 月の売上高平均額

※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

イ 貸付期間(うち据置期間 5年以内) 設備 20年以内、運転 15年以内

ウ 金利

当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 ※国民事業の場合 1.36%→0.46%(3年間)

エ 融資限度額(別枠) 国民事業 6,000万円、中小事業 3億円

オ 利下げ限度額 国民事業 3,000万円、中小事業 1億円

カ お問合せ先

平日:日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 電話 0258-36-4360

土日・祝日:日本公庫:0120-112476(国民事業)、0120-327790(中小事業)

②新型コロナウイルス対策マル経融資 ※マル経の借り換えが出来るようになりました。

小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経)は、商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

ア 融資対象者

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

イ 融資限度額 別枠 1,000万円

ウ 金利 経営改善利率 1.21%(令和2年4月1日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げ」との合計で3,000万円となります。

※特別利子補給制度(実質無利子)の対象となりました。

エ お問合せ先 塩沢商工会 電話:025-782-1206

③特別利子補給制度(実質無利子)

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁 HP 等で公表予定です。

※公庫等の既往債務の借換については、令和2年度補正予算の成立が前提です。

ア 適用対象

公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし

②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少

③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少

※小規模事業者の要件

・製造業、建設業、運輸業、宿泊業、その他業種は従業員 20 名以下

・卸売業、小売業、サービス業は従業員 5 名以下

イ 利子補給

・期間:借入後当初3年間

・補給対象上限:(日本公庫等)中小事業 1億円、国民事業 3,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

(4)民間金融機関において実質無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、中小企業者への資金繰り支援を強化するため、経済産業省では、信用保証制度を利用した都道府県等による制度融資に対し補助を行うことで、民間金融機関においても、実質※無利子・無担保・据置最大5年の融資を可能とします。あわせて、信用保証料を半額又はゼロとします。また、民間金融機関の信用保証付き既往債務の実質無利子融資への借換えを可能とし、事業者の金利負担及び返済負担を軽減されます。

本制度に基づく融資に関しては、金融機関を一元的窓口としてワンストップで効率的、迅速に各種手続

きを行うことで、迅速な融資実行を推進します。お取引のある金融機関へお問い合わせください。

(5)雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

申請・お問合せ先 ハローワーク南魚沼 電話:025-772-3157

また、南魚沼市では、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する国の雇用調整助成金を受けた市内事業者に対し、一律5万円を支給します。(申請期間 令和2年12月28日まで)

塩沢商工会では、雇用調整助成金の個別相談会を6月16日(火)に開催いたします。ご希望の方は塩沢商工会までお問い合わせください。

また他にも南魚沼市等で行う個別相談会もありますので、お気軽に塩沢商工会までお問い合わせください。

(6)新潟県による休業要請に係る協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大による、新潟県内への「緊急事態措置」の発出に伴い、感染拡大防止のため県の休業要請に応じて、施設の休止や営業時間短縮に協力していただいた県内の中小事業者等に対し、協力金(一事業者あたり10万円、一部加算金あり)を支給。申請期間令和2年6月30日まで

(7)南魚沼市独自経済支援策(事業者支援抜粋) 第2弾

事業内容は、5月20日時点の内容です。6月1日補正予算成立後、事業の詳細、募集開始時期等について、改めて南魚沼市よりお知らせいたします。

① 市内事業者の固定費に対し支援を行います(330,000千円)

新型コロナウイルス感染症により経営が圧迫された事業者に対して、家賃、光熱水費、リース料など固定支出を包括的に補助し、事業の継続を下支えします。

開業後3月以上の市内事業者に対し10万円を予定しております。(ただし、市の事業継続給付金の対象外で、国の持続化給付金の給付を受けた事業者は、30万円を予定)

② 新卒者を新規雇用した市内事業者に対し補助を行います。(15,000千円)

新型コロナウイルス感染症により就職が困難となった新卒者を正規職員として雇用した市内事業者に対し補助を行います。新規雇用者1人につき30万円、1事業者3人までを予定しています。

③ 水道料金の基本料を減額します。(81,000千円)

市内全世帯、事業所に係る水道料金の基本料を6月利用分から3か月、半額に減額します。

④ 住宅リフォーム補助金の追加募集を行います。(20,000千円)

春に募集した住宅リフォーム補助金の追加募集を行います。(要件は春と同様)

⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大により解雇された方、就職が困難となった方を一時的な就業により支援します。正規就職への足掛かりとして市の会計年度任用職員(パートタイム)による緊急雇用を拡大します。

(6)中小企業倒産防止共済制度(セーフティ共済)、小規模企業共済制度の特例措置

掛金納付期限の延長や、共済金の償還期日の繰り下げ(中小企業倒産防止共済)、一時貸付金の返済猶予(中小企業倒産防止共済)、特例緊急経営安定貸付(小規模企業共済)、契約者貸し付けの延滞利子補給(小規模企業共済)など特例措置があります。詳細については、各共済ホームページまたは商工会までお問い合わせください。

支援メニューは日々更新されております。新聞やテレビ、インターネット等で情報収集をしていただければと思います。また、商工会のホームページやFacebookでも情報発信をするとともに、お電話や商工会窓口でのご相談も随時受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

第62回 塩沢商工会 通常総代会について

令和2年度第62回塩沢商工会通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から書面開催とし、総代各位より書面議決書を提出していただき、5月20日に中嶋商工会長が提出された書面議決書を確認しました。その議決結果についてお知らせします。

令和2年度第62回塩沢商工会通常総代会（書面議決）

- ・開催日 令和2年5月20日（水）
- ・開催場所 塩沢商工会
- ・総代数 100人
- ・書面議決書提出数 84人
- ・議事議決結果

令和元年度一般会計事業報告・収支決算、令和2年度一般会計事業計画・収支予算をはじめ13議案全ての議案について全員の方から賛成（賛成84、反対0）の議決をいただき、原案どおり承認、決定されました。

当地域では、記録的な暖冬少雪による影響も加わり、観光、飲食をはじめ地域内経済はかつてない大変厳しい状況にあります。塩沢商工会は、国、県及び市などの各種新型コロナウイルス感染症対策の支援策について関係機関と連携して推進いたしますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



2020年7月1日より
レジ袋有料化がスタートします。

対象となる買物袋

有料化の対象となるのは、購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋です。

価格設定や売上の用途

価格も売上げの用途も、事業者自ら設定することとなります。ただし、1枚あたりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化にあたりません。

対象となる事業者

プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者が対象となります。主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業）であっても、事業の一部として小売業を行っている場合は有料化の対象となります。

新任挨拶

中村 里紗子
（経営支援員）

5/1より湯沢町商工会から異動して参りました中村里紗子と申します。この度、塩沢商工会で右記の業務を担当させていただくことになりました。商工会での職務はまだ浅く、不慣れで至らぬ点多々あるかと存じますが、地域の皆様のお力になれるよう努めます。宜しくお願い致します。

主な担当業務

- ・商工貯蓄共済
- ・記帳指導
- ・観光部・珠算検定
- ・青色申告会 他

無担保！・無保証！

小規模事業者向けの融資

マル経融資ご案内

日本政策金融公庫

仕入や、諸経費の支払い資金、自動車や機械等の設備資金を必要とする方はお気軽にご相談ください。

ご融資額	2,000万円以内
返済期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
利率	年 1.21% (R2. 5. 1現在)

※条件により市の利子補給制度を受けることができます。

まずはご相談ください!!

塩沢商工会 (電話 025-782-1206)

建築国保保険料について

建築国保の6月分保険料引き落とし日は、6月より毎月15日となりました。振替日にご注意ください。

塩沢商工会 今後の主な予定

- 6月16日(火) 雇用調整助成金個別相談会
- 6月17日(水) 持続化給付金 説明会
- 6月22日(月) 観光部 持ち寄り勉強会

あ
と
が
き

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各会の総会、商工会の総代会などが書面議決となりました。また、今後行われる予定の行事も延期や中止となっています。

緊急事態宣言は解除になりましたが、これからは「新しい生活様式」のもと、早くこの事態が収束し平穏な日々が送れる日が来ることを祈っています（笛田）